破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９７号
川崎市川崎区小島町５番７号　三伸運輸内
破産者　飯嶋　恒雄
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
奈良県橿原市西池尻町500番地の３　安田マンション102号、開始決定時の住所奈良県橿原市菖蒲町１丁目６番２号
破産者　山川　　孝
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
北海道小樽市最上１丁目８番８号
破産者　古川　昭男
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２５号
函館市新川町12番８号
破産者　福澤　明美
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
仙台市青葉区落合６丁目13番地の６　１号棟、開始決定時の住所仙台市泉区北中山４丁目36番地の６
破産者　田鎖　利明
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５１号
神戸市東灘区向洋町中３丁目２番地の５1823号
破産者　三好　朗文
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６号
兵庫県加古川市東神吉町出河原801番地の８
破産者　大谷知栄美
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７３号
函館市美原１丁目45番18号
破産者　齊藤ちせ子
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０６号
岐阜県本巣郡北方町朝日町１丁目79番地　サンハイムシバ103号、開始決定時の住所岐阜県大垣市馬場町117番地
破産者　山田　幾夫
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
静岡県富士市松岡1168番地の４
破産者　井出　　譲
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４１号
静岡県浜松市東区小池町223番地の２
破産者　小柴　　功
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
静岡県湖西市新所原２丁目８番５号、前住所静岡県浜松市北区新都田５丁目３番15号
破産者　尾崎　水穂
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
京都市右京区嵯峨朝日町２－３　嵐山グランドシティ622号、前住所京都市西京区御陵大枝山町１丁目15番地１
破産者　長谷川敏雄
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７７号
高知県土佐郡土佐町境18番地
破産者　和田　爲彦
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０号
山口県岩国市周東町西長野694番地14
破産者　小川　栄治
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市上本町４番20号　シャトレー上本町202号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町1404番地
破産者　市坪　涼一
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３４８号
沖縄県那覇市松尾１丁目15番３号
破産者　上地真理子
1　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後１時30分
平成24年11月14日
那覇地方裁判所民事第３部